

別記様式（第5条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度第2回福津市人権施策審議会	
開 催 日 時	令和6年3月21日(木) 午後1時30分から午後3時まで	
開 催 場 所	福津市役所本館2階 大会議室	
委 員 名	(1) 出席委員：谷口会長、春田副会長、宮崎委員、麻生委員、井上委員、 佐藤委員、漆谷委員 (2) 欠席委員：山田委員、太田委員、石出委員、	
所管課職員職氏名	市民生活部長 谷口 由貴、人権政策課長 吉村 隆之、 人権啓発・市民相談係長 松山 健二、人権教育・啓発指導員 芳賀 求	
会 議	議 題 (内 容)	1. 開会のあいさつ 2. 成立宣言 3. 会長あいさつ 4. 議事録署名人の指名 5. 傍聴人の入場許可 6. 議題 ・令和6年度事業計画及び令和6年度当初予算（案）について ・「第3期福津市人権教育・啓発基本計画」策定スケジュールについて 7. その他 令和5年度人権啓発冊子について 8. 閉会のことば
	公開・非公開 の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	3名
	資料の名称	・次第 ・資料1 令和6年度事業計画及び令和6年度当初予算（案） ・資料2 「第3期福津市人権教育・啓発基本計画」策定スケジュール 令和5年度 人権啓発冊子（みんなの笑顔があふれる街実現のために） 令和5年度 人権作文集きずな
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	記録内容の確認方法 出席委員による内容確認	
その他の必要事項	議事録署名委員	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1. 開会のあいさつ

谷口市民生活部長からあいさつ

2. 成立宣言

委員10名中、7名出席。過半数出席につき審議会成立。

3. 会長あいさつ

谷口会長：こども基本法2年目、子どもの権利条約30年、改正障害者差別解消法の施行など、様々な人権課題に向けての取り組みが広がっているように見えるけれども、福津市はどうかと考えるのが、この審議会の仕事だと思いません。福津市として行政が啓発をし、施策を講じることにより福津市民として誇りを持って、ここで暮らしていくことができるようになるのかといった、短・中・長期的な展望の中で税金が使われないといけないので、委員の皆さんが行政に声を届けていく、また行政は審議会に何を考えてほしいのか、どういう意見が欲しいのかを積極的に示していただき、そういう協議ができる審議会にしたいと思うのでよろしくお願いします。

4. 議事録署名人の指名

名簿順に宮崎委員を指名

5. 傍聴人の入場許可

事前に申し込みがあった3名を傍聴人として入場を許可。

6. 議題 <ここから谷口会長が会議を進行>

谷口会長：それでは、議題「令和6年度事業計画及び令和6年度当初予算（案）について」です。事務局から説明をお願いします。

松山：<資料1により説明。>

谷口会長：審議会委員には、事前に資料の配付がありましたが、質問や意見はありましたか。

松山：No13 福間会館運営事業の令和6年度予算額（予定）の欄に「事務費人件費を他部署で予算計上したことによる予算額減」とあるが、この「他部署とはどこか」との質問がありました。「他部署」とは人事秘書課です。

谷口会長：資料1について、意見や質問はありませんか。

麻生委員：No18の「人権作文集」きずなについて、1,500部となっていますが、配付先と部数は決まっていますか。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

芳賀指導員：特に決まっていません。毎年配付している実績をもとに、人権政策課で協議しています。小中学校にも配付していますが、学校に活用を尋ねたら学年一斉で使用したという実績もないので、小学校は大規模、普通規模、小規模、中学校は同程度という類型で分けて、多いところで100部です。それから市内の金融機関に配付しました。それと以前、医療機関の待合室に置いてもらうということをしてきたようなので、来年度以降の検討課題です。

麻生委員：学校に配るだけじゃなく、使い方というか、それが児童・生徒にちゃんと落とし込みということをやっているか気になりました。それから作文集を私どもの身障者協会に一部いただけないでしょうか。協会の会合で紹介させていただきます。

芳賀指導員：宗像市では、人権作文集を各学校へ配付した後、どんな活用をしたかのアンケートをとっているようなので、来年度は福津市もやってみようと思っています。障害者協会への配付は分かりました。

谷口会長：ほかにありませんか。

漆谷委員：私は男女共同参画審議会の委員もしていて、そこでも同じことを言ったんですが、結局、こういったものには優秀な子が載りますよね。みんな平等なのに結局、優秀な子だけが載るというか、それがずっとひっかかっています。昔、宗像市では、ある学年は全員載ったような記憶があったので、例えば、標語だけはある学年は全員載せるとか、なるべく優劣をつけないような形はできないでしょうか。

芳賀指導員：選考は学校に任せています。最初に学校の担当者との打ち合わせがあるので、その時に意見を伝えることはできます。ただ、現状で先生方にそのことを依頼した時に、みんなを載せるということになったら、それがまた負担になってしまうということも考えられますが、ご意見は今後の課題として担当者へ伝えます。

漆谷委員：統一的に全員というのではなく、書いて載せたいという子がいれば、量的に言えば標語なら大分載せられると思いました。だから、人権作文をいくつか載せて、標語を載せたいという子は、載せる機会があればいいと思います。

春田副会長：今、私は国税庁の税の作文コンクールのページを見ていますが、選ばれた作品をネットでクリックすれば、全文が読めるようになっています。紙媒体で配ることも大事だとは思いますが、せっかく子どもたちが頑張って書いたことを、広く市民に知ってもらいたいのであれば、アクセスしやすい形で世の中に広めていくことは、紙媒体に限らなければできると思います。それから、こういう作文はやっぱきれいごとが書いてあります。いじめはいけないとか、何とかはダメですとか。言ってみれば、きれいごとにならないで、人の心とかアクションを変えていけるようなものにしなないと本当にもったいないので、まず審査する人を学校の先生方よりもう

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

少し広げていろんな立場からの人の目線で選んでみたらどうかなと思います。そうすると、子どもたちもいろんな大人に見てもらえるということで、やる気やモチベーションが上がるのではないかという気がしました。

漆谷委員：紙媒体じゃなければもう少し多くの作品が載ると、匿名にしてぶっちゃけたものを載せていくと、おっしゃったように本音が聞ける。名前が載ると、いじめを受けたりとかあるかもしれないので、匿名にして子どもの本音が出てくる作品が載ればもっと進んでいくと思います。

芳賀指導員：事務局でも市のホームページの中に作品を取り込んでという話をしました。その時にネックになったのが個人情報で、匿名性については、ある面、ネット社会の功罪が匿名性です。名前がなければ何でもいいんだというような面も多々あるので、やはり、自分で名前を名乗るということの意味があることだとも考えました。現状を踏まえ、いろいろな意見をいただき、いい方向に市民に広くということで検討していきたいと思います。

谷口会長：ほかにありませんか。それでは私からお尋ねします。No.2の各担当課からの事業進捗管理表は、いつ頃審議会に出ますか。No.3の市職員が部落差別対応マニュアルをいつでも確認できるようにしているとのことですが、日常的にマニュアルに従った行動がとれる職員がどれぐらいいますか。No.4の人権擁護委員には現在どんな相談がありますか。No.5の保護司の方が会う刑期を終えて出所してきた方にはどんな人権問題があるのでしょうか。No.8の啓発アピール活動で、広報車による啓発を以前からされていますが効果がありますか。No.10の人権講演会についてはどんなテーマを設定するかをどこが決めていますか。直近の何年間でどんな効果があったのか語ってもらえたらと思います。No.12の人権啓発講師派遣事業で実施する人権研修のニーズ、どんなテーマで話してほしいという要望があるのか、研修後はどんな効果があったと思うか聞かせていただきたい。No.13の福間会館運営事業について、以前福間会館を人権啓発センターにするといった案があると聞いていたが、いつの間にかその話題が分からなくなっている。運営審議会で何が懸案だと思われるのか、また、会館での相談実績やどんな相談があるのか。以上お聞かせください。

吉村課長：No.2の事業進捗管理表の令和5年度の報告は、大体5月末期限にしており、それを取りまとめて7月に庁内報告をした上で、令和6年度第1回の審議会でご提示させていただくこととなります。No.3の部落差別対応マニュアルについて、日常的にマニュアルに従った行動がとれる職員の人数は、現状把握出来ていません。No.4の人権擁護委員への相談については、ほとんどないのが現状で、相談体制のあり方や相談場所等人権擁護委員会内で協議している状況です。No.5の保護司の方が会う刑期を終えて出所してきた方の人権問題については、私どもが直接聞ける場がないのが現状です。No.8の啓発アピール活動での広報車による啓発の具体的な効果は分かりません。No.10の人権講演会のテーマは人権政策課で決定しています。令和5年度は男女共同参画都

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

市宣言20周年記念のため、男女共同参画の課題を含めたテーマで林田スマさん、それから令和4年度は、水平社宣言100周年の関係で、組坂先生を講師にお呼びしました。No.12人権啓発講師派遣事業のニーズは、それぞれの団体が必要とする部分で講師を呼んでいただいています。講演後のアンケートを見ると、改めて人権問題の重要性を気づかせてもらったというような意見もいただいているので、十分に効果があるものだと考えております。No.13の福間会館運営事業で福間会館を人権センターにするという構想は令和3年度に話が出たと聞いていますが、構想としてはあるものの、事業費等々の問題を含めて話が中座している状況です。相談実績は年間1、2件で内容は就職の相談ということです。

谷口会長：ほかにありませんか。

漆谷委員：講演会の要望ですが、一方的に話を聞く場合が多くて、質問が全くできないという状況があります。ですから、できるだけ質問時間をたくさんとって、これ違うんじゃないですかというようなことも言える場を作っていただければ。聞くだけじゃなく、みんなが話し合う場があったらいいと思います。

谷口会長：ありがとうございます。ほかにありませんか。

宮崎委員：第2期福津市人権教育・啓発基本計画のこの20項目、第2期はずっとこの内容で行くということですか。

吉村課長：今日お配りしている資料には、人権政策課の事業しか載っていませんが、すでに挙げている部分にプラスしていく部分は当然ありますし、完了すれば他部署も含めて増減はあり得ます。

宮崎委員：各項目の検証というか、やっている事業が本当に効果あるのかどうか、一番大事だと思います。今回、令和6年度の20項目は何の変更もなく、そのまま昨年度と同様な感じと見受けられます。やはり、一つ一つの事業について効果があったのかどうか、きちんと検証した上で、次年度の計画を作っていくかという意味がないし、予算ももったいないと感じました。

谷口会長：7月に各部署からの進捗状況管理表が出てきますので、タイトなものになると思います。人権政策全体についての各部署の課題に応じた対応が出て来ると思うので、行政として人権施策をどのように進めていくか柱を説明していただいた上で、見れるようにしてもらおうと論議もしやすいと思うので、ぜひ時間配分等、工夫をしていただきたいと思います。議題の一つ目はこれで終わります。次に議題の二つ目「第3期福津市人権教育・啓発基本計画スケジュールについて」に移ります。事務局から説明をお願いします。

松山：＜資料2により説明＞

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

谷口会長：今、事務局から資料2を読み上げて説明がありましたが、ご意見はありませんか。

麻生委員：私たち委員の委嘱期間は令和7年度までですが、この策定スケジュールを見ると、期間中に現状のメンバーを一新されるのかとか、何か考えてあるのでしょうか。

松山：おっしゃるとおり策定スケジュールの期間中に委員の任期が満了しますが、必要であれば継続できることになっています。

麻生委員：このメンバーでは令和7年度の市民意識調査実施で終わってしまって、令和8年度の市民意識調査分析・検討や第3期基本計画策定協議の時に、委員が一新されるのか、今言われたように継続になるのかが気になります。

吉村課長：スケジュールで言えばおっしゃるとおりですが、先ほど言いましたように、必要な部分であれば継続は妨げないということになっておりますので、そこは留意していきたいと考えております。

谷口部長：補足させていただきます。様々な部署で計画を策定していますが、このように計画期間中に委員の任期切れになることは多々あります。また団体から出ている場合は、団体で異動があつて変わられる場合もありますが、こちらとしては、継続性を大事にしていますので、できるだけこちらで残っていただける方には残っていただく。そして公募の方も考えていただければ、次の公募に応募していただくということで、どこの部署の審議会も委員がガラッと変わらないようにと考えておりますので、よろしくをお願いします。

麻生委員：分かりました。ありがとうございます。

谷口会長：これ、非常に間延びしたスケジュールだと思います。例えば市民意識調査というのは、紙で配ったりネットを使ったりしますが、実際に質問用紙が市民に届いてから3週間で返ってきます。それを集計してデータ処理すると、3か月位で基本的なデータは整います。それを見て分析をしていくので大まかな流れで言うと、6月に配って7月に回収が終わり、8月、9月でデータを作り、10月から12月で分析、1月、2月で分析の良し悪しや過不足を協議するという庁内会議を行い、それで年度内に取りまとめるというのが一つのモデル的な流れです。それでいうと、令和8年度に予定されている市民意識調査・分析は当然、令和7年度に終わるぐらいにしないと、今の時代の流れや人口の急激な増加を考えたら、5年も先を目標にした行政スケジュールというのは、あまりにも対応がのんびりし過ぎだと思います。肝心なのは調査結果が出たら、それを行政としてどう受け止め、各部署がどう受け止めるかという研修を重ねるのが大事です。まずは市の幹部研修。それから市職員の研修を徹底してやって、市民、地域での意識調査の結果を共有するようなそういう研修を重ねていくような活用の仕方をしないと。令和8年度の課題

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

は研修のスタートでしょうね。これらと並行して基本計画は策定していくのでしょうか。基本計画を策定する委員会は、庁内組織としてどこが作るんですか。庁内の基本計画策定委員会は行政の中で発足するんですよね。

吉村課長：おそらくそういう形になると思います。

谷口会長：それは何年ですか。今もありますか。

吉村課長：今はありません。

谷口会長：作る段になって発足させると。庁内横断的な組織になると思いますが、そういう推進組織がここに入っていないのが無責任なんです。いつ立ち上げるんですか。

吉村課長：8年度には作り上げることになると思います。

谷口会長：なぜ、先送りするんですか。

春田副会長：まず基本的なことですが、基本計画の第2期はいつからいつまでですか。

吉村課長：平成30年から令和9年までです。

春田副会長：それでは第3期は令和10年からですね。3つ言います。まず1つ目、策定スケジュールはどうかと言われたら、遅い。例えば私のイメージですが、福津市としてこういう計画を立てたいという骨太の案があって、市民の意識調査をした結果により、微調整のために使うなら意味もありますが、これを見ると令和6年度は調査の内容検討となっています。確かに調査を令和6年度にするということだったけど、ずっと前から議論しているからもう出来ても全然いいんじゃないのかな。そうしないと何のためにこれをやるのか分かりません。理想を言えば、市としてこういう計画を立てたいというのがある、それが市民の意識とずれないようにしないとけないから調査をする。調査をした結果、微調整して計画を手直しして計画を進めようぐらいにしないと、あと5年後にならないとこれが始まらないというこのスピード感自体がついていけません。2つ目、福津市としてほかの自治体はどんなことをやっているのかとか、先進的な取り組みをしている自治体のことや、同じ自治体同士の知見をスキルアップするのはどのようにされているのか可能であれば教えてください。3つ目、全体として眺めたときに草の根というか、市民の側の小さなコミュニティごとに、こういう人権問題もあるよね、私たちにはこんなことできるかなみたいな、市民の草の根からの声とか、それこそ種まきじゃないですけど、そういう活動が少ない気がして。自分たちで学ぶとか自分たちで考えてみる、何かきっかけづくりのアクションが起こせるような、そういうところに市の予算が出るよう工夫するとか。福岡市では、人権尊重協議会というのが公民館単位にあって、それぞれに小中学校の校長先生をはじめ、地元のいろんな団体から集めて、そこで今年はウクライナの戦争にボランティアで行っ

審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

た学生を呼んで話を聞いて、この話は中学生にも聞かせたいから学校に呼ぼうとか、半グレの闇みたいなそういうのを保護司で頑張っている人がいるんですが、やはりリアリティを持った、時代にアップデートした話題を語れる人を意識的に呼んで常に勉強しているというか、勉強したものをそれぞれの持ち場に持ち帰って。私はすごく小さな活動だなという気がしたんですが、この小さな活動を続けていくのがすごく大事な気がして、そういうのが福津市にあってほしいと思いました。

吉村課長：貴重なご意見ありがとうございます。令和6年度に市民意識調査の内容検討に入りますが、今言われた他都市の事例等は当然十分踏まえながら質問項目の検討が必要になってくると思っておりますので、十分調査しながら進めていきたいと考えております。それから、草の根の話はすみません。こちらで把握できていない状況で、あればいいのかなという中途半端な回答になります。

谷口部長：今、出させていただいている事業計画表は、先ほど課長が申しましたように人権政策課の中で様々な部署が取り組んでいる部分ですが、もちろん人権教育、啓発に関しては庁内の様々な部署がいろいろな事業に組み込んでやっておりまして、そういったものが昨年10月、各課の取り組みの進捗状況の中にもあったかと思えます。私たちが細かなところをお伝えすることができず、申し訳ございません。それから策定スケジュールですが、現在の第2期が令和9年度まで。内部で話をしておりますが、昨今の社会情勢の変化を考えますと10年は長いということで、次の計画期間等の見直しを検討しています。その中でこの第2期の計画が、作業が始まるまで全く機能しないというわけではなく、いただいたご意見をもとに、少し修正をさせていただきながら取り組んでまいりたいと思っております。この資料2のスケジュールですが、ざっくりとしたものになっておりますけれども、こちらで精査して改めてお示しさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

谷口会長：第3期は令和10年度からというのが動かせないのであれば、その間にもう1回中間的なスケジュールを入れないと。意識調査もしないでということは、行政はこれだけやってきた、その成果が上がったかどうかを検証するための意識調査です。それをチェックするための基礎資料なんです。施策を講じるための基礎資料が手元にないと何も言えないというのが続くと、この審議会が本当に議論しにくい。例えば、障がい者に関する調査をやっているのであればそれを参考するとか、様々な関係部署が実態調査をしているのでしょから、それを寄せ集めて福津市の人権状況がどんな状態になっているか、市民意識がどうなっているかを横断的に分析する会議はもう始めていいわけです。それから部落問題については、どこも調べていないから、部落差別問題についての調査は今回の調査でしっかり入れるという調査になるでしょう。準備段階でしっかりしておかないと調査ができないという面と、調査をしてから基本計画に至るまでにかなり緻密な庁内論議をしないといけないと

審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

ということがあるから、時間はかかるかもしれないが、行政施策を講じる時に参考になる基礎資料がないと困ると思いますので、ぜひ前倒しで。それから、調査をやった後に職員の研修はどうしているのか、市民の研修をどうしているのか。それらを積み上げながら並行して、基本計画を立てるための庁内組織をどう機能させるかという、スケジュール表になるはずですが。本当に人権問題があふれるぐらいある中で、問題意識を広げ、深めて提案していただくとうれしいと思いました。最後、自由にご意見があればどうぞ。

麻生委員：参考になるか分かりませんが、私は障害者の計画の委員をさせてもらっていますが、数年前、5月にアンケート調査を出して、8月ぐらいに回収して、9月から毎月集中的に審議して3月に作り上げるということがありました。集中的にやるということも必要じゃないかと感じました。

漆谷委員：私50代の障害をお持ちの方の家庭教師をしていたんですが、その時いいなと思ったのが、福祉課にNTTグループが出している「電話お願い帳」です。いろいろなお願いごとなどが手帳に書いてあり、耳や言葉が不自由な方が手帳を通じてやりとりができて、すごくいいと思ったので皆さんにご紹介します。

谷口会長：それでは、次第7「その他」に移ります。事務局から説明をお願いします。

芳賀指導員：人権作文集「きずな」と人権啓発冊子を配付させていただきました。見ていただいて何かあったら教えていただければありがたいです。啓発冊子については、2,100部で4月になってから配付させていただこうと思っています。

井上委員：啓発冊子は来年度配付していただくということですが、一人1冊はないでしょうから、生徒はタブレットを持ったりするので、そういったところで活用したりとかできないかと考えているのですが、そういったことはどうでしょうか。

芳賀指導員：タブレットは先ほどの人権作文集と同じで、検討しています。個人情報の事もあります、可能な限りその方向へ進めたいと思います。

井上委員：啓発冊子の表紙の右下にあるのはQRコードですか。

芳賀指導員：これはユニコードといって、目の不自由な方が音声でそれを聞けるようになっていて、専用のアプリがあって無料でダウンロードできるので、それをユニコードにあててもらおうと全部音声として出てきます。

松山：もう一つ報告として、本日は欠席していますが、事務局の平田市民生活部理事と私、松山が4月1日付け人事異動で他の部署へ異動することになりました。お世話になりました。

審議内容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

谷口会長：人事異動は宿命でしょうけど、何ができて何ができなかったのか、ぜひ後任の方に引継ぎをお願いします。それでは私から。人権啓発冊子にL B G T Q +やトランスジェンダーを含めて用語集が載っていますが、福津市内の子どもたちの中で、当事者であるということが分かった上で対応しているというか、課題にしているという例はどれぐらいあるのでしょうか。この冊子を見て「お前はゲイか」とかいうような話になったりするようなことがあったらいけないので。しっかり先生方の意識がついていってないと授業は罪になるということもあります。

芳賀指導員：担当者会議の中では紹介するとともに、そういうことがありましたらご連絡くださいということは伝えるのですが、実際こちらに上がってきたのはありません。

谷口会長：分かりました。はい、どうぞ。

漆谷委員：関連したドラマがあって「おっさんのパンツが何だ」というのがあって、アウトカミングとかいう話も出ていたし、そういうのを紹介できればタブレットでも見れるので、これに付随して紹介していったら広がっていくんじゃないかと思いました。

芳賀指導員：例えば、いつ分かったかという、あくまでも実態調査の公のものしか見ませんが、遅い子もいて、中学校の時代とか小学校の時代は分からなくて、もやもやしてすごく悩んだという手記や当事者の方のお話を伺う機会があるのですが、小中学校の先生方はそういう子どもがいるという前提で考えているので、ここ数年、研修の講師で当事者の方を呼んだり、それにまつわるジェンダーの関係で勉強しているということは耳にしています。

谷口会長：はい、それでは進行を事務局にお返しします。

吉村課長：それでは、閉会のことばです。これで第2回人権施策審議会を終了します。どうもお疲れさまでした。